

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、顧客である読者に満足できる電子書籍を提供するための経営統治機能であると考えております。当社の企業価値を最大化する経営統治機能を有効かつ効率的に運用するために、組織内における業務分掌の実施、監視・監督機能を有する組織体の組成を目指しております。また、当社の経営活動に透明性を持たせるための体制作りも強化しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1 - 2 - 4)株主総会における権利行使

当社では、株主総会に出席の困難な株主の方にも適切に議決権を行使いただけるよう、インターネットによる議決権行使を可能とする体制をとっております。

また当社は現状、株主における海外投資家の割合が相対的に少ない状況にあることから招集通知の英訳を行っておりません。今後は海外投資家比率の推移等を踏まえ、実施を検討してまいります。

(補充原則3 - 1 - 2)情報開示の充実

当社は現状、株主における海外投資家の割合が相対的に少ない状況にあることから実施しておりませんが、今後当該比率の推移をふまえて、英語による情報の開示・提供について実施を検討してまいります。

(補充原則4 - 1 - 3)取締役会の役割・責務(1)

当社の取締役会は、現状、最高経営責任者等の後継者の計画については、具体的な監督は実施しておりません。今後、最高経営責任者等の後継者の計画を重要な課題の一つとして認識し、取締役会を中心に監督を行う体制について検討を行ってまいります。

(原則4 - 8)独立社外取締役の有効な活用

当社では現在、独立社外取締役は1名ですが、社内取締役や監査役会、経営幹部陣らと頻繁に意見交換を行ない、企業経営者としての豊富な経験と社外取締役独自の外的な視点から、独立社外取締役としての役割・責務を実効的に果たしております。

今後、ガバナンス体制の更なる強化のため、必要に応じて独立社外取締役の増員を検討してまいります。

(補充原則4 - 10 - 1)任意の諮問委員会の設置

当社では、現状、独立した諮問委員会等の設置は行っておりませんが、取締役会の場合及び事前書面のやり取り等において、指名・報酬などの特に重要な事項への独立社外取締役の適切な関与・助言の機会を確保しております。今後、より実効的な方策として、必要に応じて任意の諮問委員会等の設置を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1 - 4)いわゆる政策保有株式

該当事項はありません。

(原則1 - 7)関連当事者間の取引

当社は、取締役会規則において取締役の競業取引及び利益相反取引の実施には取締役会における承認を要することとし、取締役がこれらの取引を実施した際には当該取引についての重要な事実について取締役会に報告を求める体制を整備しております。また、主要株主等の関連当事者との取引も第三者との取引と同様に、職務権限規程に基づき社内承認手続きを実施することとしております。

(原則2 - 6)企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は現在、企業年金の制度を導入しておりませんが、企業年金を設ける場合は、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるような運営面の取り組みを行い、その内容を開示すべきと考えております。

(原則3 - 1)情報開示の充実

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、以下のとおり情報開示に努めております。

(i) 会社の目指すところや経営戦略、経営計画

決算補足資料、決算説明会において定期的に情報を発信しております。

<https://corp.ebookjapan.jp/ir>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役の報酬決定方針と手続

当報告書の「II 1. 取締役報酬関係」をご参照ください。

(iv) 取締役・監査役候補の指名方針と手続

当社は、役員規程の定めに従い、経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっては、人格並びに見識共に優れ、その職責を全うすることのできる等の要件を審査し、取締役会において決定しております。また、経営陣幹部を解任する場合は取締役会において審議のうえ、役員規程

に基づき決定いたします。

(v) 当社の取締役・監査役の候補者としての選任理由につきましては、「第19期定時株主総会招集ご通知」の参考書類において開示しております。

(補充原則4-1-1) 取締役会の役割・責務(1)

当社取締役会は、業務執行状況の監督及び確認について、「取締役会規則」に基づき取締役会への付議基準に該当する事項についてはすべて付議することを遵守し、重要事項の審議及び決定を行っております。日常の職務執行に際しては、職務権限及び職務分掌に関する諸規程に基づき、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとしております。

なお、以上の概要につきましては、当報告書の「IV 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」においても開示しております。

(原則4-9) 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を満たし、当社の定める独立性判断基準を満たす者を独立役員である社外取締役に選任しております。なお、当社の社外取締役の独立性の判断基準につきましては、当報告書の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」をご参照ください。

(補充原則4-11-1) 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会は、情報技術、出版業、企業経営等に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役ならびに、高い識見及び経営者としての豊富な経験を有する独立社外取締役に構成されております。また、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや人員の多様性に配慮し、十分な議論と迅速な意思決定ができるよう適切な人数で構成しており、定款により10名以内としております。

(補充原則4-11-2) 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすことを踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に留めるよう努めております。また、当社は、毎年の事業報告において各取締役・監査役の重要な兼任状況について開示しております。

(補充原則4-11-3) 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

取締役会の実効性について各取締役および監査役にアンケートによる自己評価を実施、結果を受けて取締役会で審議を行ったところ、概ね取締役会の実効性は担保されているものと評価しております。一方、独立社外取締役の員数が少ないことによるガバナンス上の課題認識がなされており、今後改善に向けた検討を継続してまいります。

(補充原則4-14-2) 取締役・監査役のトレーニング

当社は、社外役員を含む新任取締役および監査役に対し、当社の事業や業界状況の説明・共有を通じて、当社に関する知識の習得を支援するほか、取締役および監査役の業務に必要な基本知識を学ぶため、必要に応じ会社の費用による外部研修の実施・訓練機関の斡旋など、当社の役員としての役割および責務についての理解を深めるための支援を行う方針であります。

(原則5-1) 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する、株主との建設的な対話の促進のため、以下のような方針で体制整備・取り組みを行っております。

(i) 株主との対話全般について目配りを行う経営陣の指定

株主との対話全般については、社長、最高財務責任者およびコーポレート本部長が統括いたします。

(ii) 対話を補助する社内部門の有機的な連携のための方策

コーポレート本部長は、株主との対話を補助する部門(IR、経営企画、総務、財務、経理、法務)を統括し、指示命令系統を一元化しており、必要に応じて関係者間で情報共有を図っております。

(iii) 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取組み

半期毎に決算発表に合わせて機関投資家説明会を実施するほか、当該説明会の模様及びQ&AをIRサイトに掲載しております。

(iv) 把握された株主の意見・懸念等の効果的なフィードバックのための方策

株主との対話や説明会において頂戴したご意見やご質問等については、取締役会およびその他の書面等によって経営陣幹部へのフィードバックを行います。

(v) インサイダー情報の管理に関する方策

対話に際しては、公開しているディスクロージャーポリシーに準拠し、重要な会社情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため原則として「決算期日の2週間前から決算発表日まで」の一定期間を沈黙期間としております。この期間中は、決算に関する質問への回答や、関連する情報に関するコメントを差し控えることとしております。

<https://corp.ebookjapan.jp/ir/management/disclosure>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヤフー株式会社	2,443,600	43.54
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	255,273	4.55
小出 斉	229,900	4.10
寺田 航平	129,600	2.31
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)(常任代理人 野村證券株式会社)	119,500	2.13
株式会社SBI証券	99,900	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	92,000	1.64
株式会社小小学館	80,000	1.43

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	78,400	1.40
大貫 友宏	70,400	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	ヤフー株式会社 (上場:東京) (コード) 4689

補足説明	更新
------	----

上記大株主の状況は、2019年3月31日現在の状況を記載しております。なお、上記のほか当社所有の自己株式が151株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引条件につきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格等を鑑みながら決定し、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
寺田 航平	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺田 航平	○	—	社内経営陣と独立した関係にあること、また、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから社外取締役として選任されております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では社長直轄で内部監査室を設置しています。内部監査室は、各部署の所管業務が法令、社内規程等に従い適切且つ有効に運用されているかを監査しその結果を社長に報告するとともに、業務改善等の適切な指導を行い経営効率の向上を図っております。

監査役会は監査役3名で構成され、監査方針や業務の分担等に従い取締役会をはじめ重要な会議に出席し、業務執行の状況を監査するとともに、月1回の監査役会で互いの意見交換を通じてより効果的な監査を実施しております。

内部監査室、監査役及び会計監査人の相互連携については、内部監査室は内部監査の状況を監査役や会計監査人へ報告し情報を共有化しております。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち会計監査や監査役監査の実施内容についての報告と意見交換を行い連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
赤松 万也	他の会社の出身者													
高橋 鉄	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「—」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤松 万也	○	—	企業統治に関する豊富な経験を有し、監査業務に精通していることから社外監査役として選任されております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。
高橋 鉄	○	—	弁護士としての専門的な見識を有していることから社外監査役として選任されております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定します。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

社外役員の独立性判断基準は以下のとおりであります。

当社は、社外取締役および社外監査役(以下総称して「社外役員」という)の独立性について、以下の基準のいずれにも該当しないことに基づき判断いたします。

- 1) 当社または当社の子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- 2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- 3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人等の団体である者は当該団体に所属する者)
- 4) 過去1年間に於いて、以下a.～d.までのいずれかに該当していた者。
 - a. 上記1)、2)または3)に掲げる者
 - b. 当社の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社をいい、以下同様とする)の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - c. 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る)
 - d. 当社の兄弟会社(当社と同一の親会社を有する他の会社をいい、以下同様とする)の業務執行者
- 5) 以下a.～d.までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の配偶者または二親等内の親族
 - a. 上記1)～4)に該当する者
 - b. 当社の子会社の業務執行者(社外監査役を判定する場合にあっては、業務執行者でない取締役または会計参与を含む)
 - c. 当社の親会社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含み、社外取締役を判定する場合にあっては、監査役を含む。)
 - d. 当社の兄弟会社の業務執行者
 - e. 過去1年間に於いて、上記b. または又は当社の業務執行者(社外監査役を判定する場合にあっては業務執行者でない取締役を含む)に該当していた者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役、従業員については、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、社外監査役に対しては、適正な監査業務の遂行による企業価値の向上に資するために付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役および社外監査役報酬は、それぞれ総額での開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役に求められる職責及び能力等を勘案し、取締役会が適正な報酬額を決定することとしております。

また、監査役の報酬につきましても、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。

取締役に対する報酬については、固定報酬である月例報酬及び業績連動報酬(役員賞与)から構成されており、業績連動報酬(役員賞与)はその総額が、当社の業績目標達成に応じて変動する設計としております。賞与は、固定報酬の年額を基準として、目標業績金額を達成した場合、

15%～100%程度までの範囲で達成度に応じて段階的に支給額を変動させる仕組みとしております。また、社外取締役及び監査役に対する報酬については、月例報酬のみとしております。なお、当社には、役員退職慰労金制度はございません。

当社は、2011年8月30日開催の臨時株主総会および2012年4月26日開催の定時株主総会において、取締役報酬限度額は年額400,000千円以内(うち、ストック・オプションは年額100,000千円、ただし使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

また、監査役報酬は、2011年8月30日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。2019年3月期においては、取締役に対し23,874千円、監査役に対し6,450千円支給いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対する情報伝達は、常勤監査役が定期的に行っております。また、社外監査役は、代表取締役および各取締役と定期的に個別面談の場を設けており、経営および業務の執行状況についてより詳細な状況の把握に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(会社の機関の内容)

当社は監査役制度採用会社であり、会社の機関としては株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

取締役会は7名で構成されております。うち1名が社外取締役であります。取締役会は毎月開催される定時取締役会のほか、臨時取締役会を必要に応じて開催することで、機動的な経営に関する意思決定を実行しております。

監査役会は3名で構成されております。うち2名が社外監査役であり、常勤監査役1名と非常勤監査役2名であります。監査役は取締役会に参加して、業務執行状況を監視しているほか、常勤監査役は社内における重要な会議体に積極的に参加することで、内部統制の整備及び運用状況を常に監視しております。

(内部監査および監査役監査の状況)

当社では社長直轄で内部監査室を設置しています。内部監査室は、各部署の所管業務が法令、社内規程等に従い適切且つ有効に運用されているかを監査しその結果を社長に報告するとともに、業務改善等の適切な指導を行い経営効率の向上を図っております。

監査役会は監査役3名で構成され、監査方針や業務の分担等に依り取締役会をはじめ重要な会議に出席し、業務執行の状況を監査するとともに、月1回の監査役会で互いの意見交換を通じてより効果的な監査を実施しております。

(内部監査室、監査役及び会計監査人の相互連携状況)

内部監査室、監査役及び会計監査人の相互連携については、内部監査室は内部監査の状況を監査役や会計監査人へ報告し情報を共有化しております。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち会計監査や監査役監査の実施内容についての報告と意見交換を行い連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、取締役による業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、経営効率の向上と的確かつ戦略的な経営判断が可能な経営体制をとっております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役のうち2名が社外監査役となっております。それぞれの監査役は高い専門性を有し、その専門的見地からの確な経営監視を実行しております。これらの体制により、監査役設置会社として十分なコーポレート・ガバナンスを構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでおります。また、2019年定時株主総会においては、招集通知の発送に先駆け、当社ウェブサイトにおいて早期掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方にご出席いただくために、株主総会の集中日を避けて開催するよう留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
その他	当社Webサイトに、招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイト上に掲載しております。 https://corp.ebookjapan.jp/ir/management/disclosure	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表後に、機関投資家向け決算説明会を開催しております。 説明会の資料ならびに動画につきましては、当社Webサイトにてご覧いただけます。 https://corp.ebookjapan.jp/ir/library	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現状、定期的説明会開催は実施しておりませんが、海外投資家からのIR面談依頼に対し個別に会社概要や業績・今後の戦略等の説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のコーポレートサイト上にIRコーナーを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料等を掲載し、当社の情報を遅滞無く発信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は、財務経理グループであります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、会社の状況を適時適切に株主、投資家へ開示することは上場企業としての責務であり、株主や投資家の視点に立ち、会社情報を提供することが重要であると認識しております。 決算説明会やIRコーナーにおいて、ステークホルダーとのコミュニケーションを図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、内部統制システムの一部を改定いたしました。当社はこの内部統制システムに基づき当社の業務の適正を確保し、経営環境の変化に応じて必要な見直しを行い、実効性のある内部統制システムを運用してまいります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「企業倫理ガイドライン」「コンプライアンス管理運用規程」をはじめとする規程を遵守し、コンプライアンスに係る定期的な社内教育を実施するとともに、コンプライアンス委員会にてコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が適宜、取締役会及び監査役会に報告される体制を構築します。

2. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会における意思決定に関する情報、その他重要な決裁に関する情報

に関し、文書情報の管理に関する諸規程に従い記録、保存します。取締役及び監査役は常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクマネジメント委員会のもと、リスク管理を推進します。当社の有事においては、「クライシスマネジメント規程」に基づき緊急事態対応体制を取ります。

4. 当社の取締役の職務執行の効率的な実施を確保する体制

業務執行状況の監督及び確認について、「取締役会規則」に基づき取締役会への付議基準に該当する事項についてはすべて付議することを遵守し、重要事項の審議及び決定を行います。日常の職務遂行に際しては、職務権限及び職務分掌に関する諸規程に基づき、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することといたします。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社等に関する業務の円滑化及び管理の適正化を図るために「関係会社管理規程」を定め、当社への決裁及び報告による関係会社の経営管理を行っております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社には、現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助するスタッフを配置することといたします。

7. 前項6.の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得るものとし、人事考課については、常勤監査役の意見を考慮して行います。監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令に従うものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役並びに使用人は、監査役から報告を求められた場合には、必要な報告及び情報提供を適時適切に行うこととします。また、当社の取締役並びに使用人は法令で定められた事項のほか、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見し、または、報告を受けた場合は監査役に報告します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査内容についての情報の交換が十分に行えるための体制をとります。また、代表取締役、各業務担当取締役及び各業務における重要な従業員と個別ヒアリングの機会を設けます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととしています。反社会的勢力からの不当要求があった場合には、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携して組織全体で法律に則した対応をいたします。また、当社における方針・基準として、「反社会的勢力対応規程」を定めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

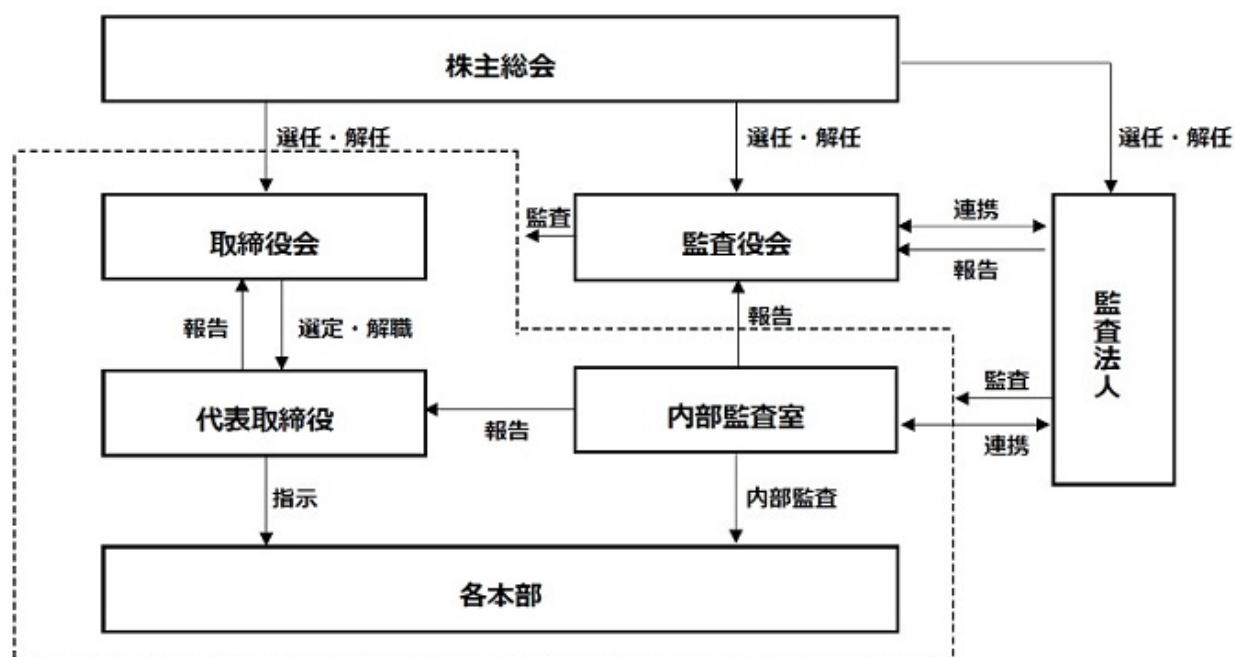
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

